

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項

	契約に関する事項が規定されているか
下関市	議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の10分の1の額（その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円）以内の金額に係る変更契約（契約金額以外の議決項目をあわせて変更する契約を除く。）の締結をすること。
宇部市	なし
山口市	議会の議決を得た契約の金額を1件750万円以下の範囲内で変更すること。
萩市	議会の議決を得た契約の金額を1件300万円以下の範囲内で変更すること。
防府市	なし
下松市	議会の議決を得た契約の金額を1件300万円以下の範囲内で変更すること。
岩国市	なし
光市	なし
長門市	議会の議決を得た契約の金額を、1件300万円以下の範囲内で変更すること。
柳井市	なし
美祢市	なし
周南市	なし
山陽小野田市	